

# 第8 予防行政の現況

## 主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習

## 第 8 予防行政の現況

### 1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」（令和 4 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以來、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以來実施され、今日に至っている。

## (6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」として的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

## 2 民間防火組織

### (1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県では長らく本協議会の支部として活動してきたが、全国組織の解散に伴い平成 27 年 6 月からは「愛知県少年消防クラブ運営協議会」として活動を継続している。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものとして、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

愛知県では、令和 4 年 5 月 1 日現在で、829 のクラブ、140,418 名のクラブ員が活躍しており、愛知県少年消防クラブ運営指導協議会では、県消防学校一日入校の開催、防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協力を図ってクラブの育成向上に努めている。（第 6-8 表「令和 3 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び第 8-1 表「少年消防クラブの状況」）

### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に関する取組において積極的に活動を行っている。

県内には、令和 4 年 4 月 1 日現在 5,822 名のクラブ員を擁した 223 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（第 6-8 表「令和 3 年度消防表彰受賞者（その 5）」及び第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」）

## 3 自主防火体制

### (1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 m<sup>2</sup>以上又は非特定防火対象物で 500 m<sup>2</sup>以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

令和 4 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 1）」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 84.1%、また、消防計画作成届出率は 79.8%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

## (2) 統括防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、平成 24 年 10 月 19 日に消防法施行令が一部改正され、管理について権原の分かれている一定の建物については、管理権原者は、協議により選任した統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成や訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けている。

統括防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当する。

令和 4 年 3 月 31 日現在の統括防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

## (3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m<sup>2</sup>程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、令和 4 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

# 4 消防用設備等

## (1) 防火対象物の実態

令和 4 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m<sup>2</sup>以上のもの）の数は、第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

## (2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物そ

他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和49年6月1日に消防法が、また同年の7月1日及び12月2日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和62年6月6日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和62年10月2日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和63年4月1日から施行されている。同様に、平成2年3月18日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成2年12月1日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務づけられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成14年8月2日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成15年10月1日から施行されている。

近年の法令等の改正に関しては、平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で小規模飲食店のコンロを原因とした火災が大規模な市街地火災に発展し、大きな被害（焼損床面積30,213㎡、焼損棟数147棟、けが人17名）が発生したことをうけ、これまでは、飲食店等においては、延べ面積150㎡以上のものに、消火器具の設置が義務づけられていたが、消防法施行令の一部が改正され、令和元年10月1日以降は、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務づけられた。

### (3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、第8-7表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導体制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進し

なければならない。

#### (4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

令和4年3月31日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、第8-8表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、報告率は全体で56.3%となっており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

なお、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされている。

#### (5) 防災規制

防災物品の使用の現状

消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

令和4年3月31日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第8-9表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

#### (6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

令和3年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、第8-6表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

#### (7) 違反対象物に係る公表制度

消防機関が立入検査等により違反対象物を覚知した場合であっても、建物の危険性に関する情報が、消防法に基づく公示により利用者等に提供されるまでには相当の時間を要する。このため、重大な消防法令違反のある防火対象物について、早期に利用者等にその情報を公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的とし、火災予防条例に基づき違反対象物を公示する制度が「違反対象物公表制度」である。この公表制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降、大都市の消防本部から順次導入されており、県内では名古屋市が平成 26 年 10 月 1 日から実施している。

なお、令和 2 年 4 月 1 日からはすべての消防本部で開始されている。

#### (8) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第 7 条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増築等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

令和 3 年度中の県内の消防同意事務処理件数は、第 8-10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

## 5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

## 6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状を交付された者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第1類～第5類）、乙種消防設備士試験（第1類～第7類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和60年度から知事が委任した(一財)消防試験研究センターが実施しており、令和3年度は試験を2回実施したが、受験者数等は第8-12表「令和3年度消防設備士試験実施状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和41年度から令和3年度までの実施状況は、第8-13表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

## 7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にを行い、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごととされている。また、昭和57年度から(一財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成9年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、令和3年度までに実施した講習の受講者は第8-14表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

令和4年5月1日現在

区分		計		区分		計		区分		計	
団体名	クラブ数	クラブ員数	団体名	クラブ数	クラブ員数	団体名	クラブ数	クラブ員数	団体名	クラブ数	クラブ員数
愛知県計	829	140,418	知多中部 広域事務組合	28	4,645	西春日井 広域事務組合	-	-			
			半田市	13	2,183	清須市	-	-			
名古屋市	86	1,156	阿久比町	4	723	北名古屋市	-	-			
豊橋市	52	6,945	武豊町	4	798	豊山町	-	-			
岡崎市	69	18,707	東浦町	7	941	蟹江町	-	-			
一宮市	42	6,879	尾三 消防組合	54	10,180	設楽町	-	-			
瀬戸市	25	6,763	日進市	13	3,090	東栄町	-	-			
春日井市	52	1,105	東郷町	9	1,407	豊根村	-	-			
豊川市	26	3,513	みよし市	12	1,869						
津島市	4	518	豊明市	11	1,685						
豊田市	103	20,049	長久手市	9	2,129						
西尾市	35	8,498	海部東部 消防組合	6	590						
蒲郡市	7	2,096	あま市	5	426						
犬山市	14	2,818	大治町	1	164						
常滑市	4	370	海部南部 消防組合	4	192						
江南市	10	1,805	弥富市	3	150						
小牧市	25	8,336	飛島村	1	42						
稲沢市	23	466	丹羽広域 事務組合	6	442						
新城市	1	289	大口町	3	287						
東海市	18	7,002	扶桑町	3	155						
大府市	9	858	知多南部 消防組合	10	542						
知多市	15	3,888	美浜町	5	316						
尾張旭市	9	1,580	南知多町	5	226						
岩倉市	5	400	衣浦東部 広域連合	50	15,086						
田原市	22	2,713	碧南市	12	2,685						
愛西市	6	541	刈谷市	-	-						
幸田町	9	1,446	安城市	29	9,459						
			知立市	7	1,331						
			高浜市	2	1,611						

## 第8-2表 婦人防火クラブの状況

令和4年4月1日現在

区分 団体名	クラブ数	クラブ員数	愛知県婦人消防 クラブ連絡協議 会加入状況	区分 団体名	クラブ数	クラブ員数	愛知県婦人消防 クラブ連絡協議 会加入状況
愛知県計	223	5,822	18	海部南部消防組合	-	-	
名古屋市	13	817	△	弥富市	-	-	
豊橋市	44	453	○	飛島村	-	-	
岡崎市	31	532	○	丹羽広域事務組合	-	-	
一宮市	8	305	○	大口町	-	-	
瀬戸市	7	201	○	扶桑町	-	-	
春日井市	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊川市	1	24	○	南知多町	-	-	
津島市	1	14	○	美浜町	-	-	
豊田市	5	117		衣浦東部広域連合	20	1,313	
西尾市	1	63		碧南市	7	1,125	○
蒲郡市	1	21	○	刈谷市	-	-	
犬山市	-	-		安城市	13	188	○
常滑市	-	-		知立市	-	-	
江南市	-	-		高浜市	-	-	
小牧市	56	718	○	西春日井広域事務組合	-	-	
稲沢市	-	-		清須市	-	-	
新城市	1	25		北名古屋市	-	-	
東海市	-	-		豊山町	-	-	
大府市	-	-		設楽町	-	-	
知多市	7	160		東栄町	1	33	
尾張旭市	1	88	○	豊根村	-	-	
岩倉市	-	-					
田原市	1	17					
愛西市	-	-					
蟹江町	-	-					
幸田町	1	28					
知多中部広域事務組合	-	-					
半田市	-	-					
阿久比町	-	-					
東浦町	-	-					
武豊町	-	-					
海部東部消防組合	2	37					
あま市	1	17	○				
大治町	1	20					
尾三消防組合	21	856					
豊明市	19	661	○				
日進市	-	-					
みよし市	-	-					
長久手市	1	41	○				
東郷町	1	154	○				

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

令和4年3月31日現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者 選任者数 (法第8 条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況		
				選任届出数 (法第8 条第2 項)	選任率 (%)	計画届出数 (規則第 1項)	作成率 (%)	
1	イ	劇場・映画館	208	206	99.0	203	97.6	
	ロ	公会堂・集会場	3,835	3,514	91.6	3,444	89.8	
2	イ	キャバレー等	47	33	70.2	31	66.0	
	ロ	遊技場	361	336	93.1	328	90.9	
	ハ	風俗営業等	39	31	79.5	30	76.9	
	ニ	カラオケボックス等	192	183	95.3	180	93.8	
3	イ	待合・料理店	40	37	92.5	36	90.0	
	ロ	飲食店	6,458	5,265	81.5	5,077	78.6	
4		百貨店・店舗	7,050	6,088	86.4	5,872	83.3	
5	イ	旅館・ホテル	920	866	94.1	856	93.0	
	ロ	共同住宅	13,128	11,466	87.3	10,706	81.6	
6	イ	(1)	病院・診療所等	129	122	94.6	122	94.6
		(2)		66	63	95.5	59	89.4
		(3)		301	291	96.7	285	94.7
		(4)		952	825	86.7	804	84.5
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	1,838	1,754	95.4	1,717	93.4
		(2)	救護施設	2	2	100.0	2	100.0
		(3)	乳児院	3	3	100.0	3	100.0
		(4)	障害児入所施設	16	15	93.8	13	81.3
		(5)	障害者支援施設	262	221	84.4	219	83.6
	ハ	(1)	老人デイサービス施設等	719	686	95.4	667	92.8
		(2)	更正施設	3	3	100.0	3	100.0
		(3)	助産施設、保育所等	1,729	1,684	97.4	1,655	95.7
		(4)	児童発達支援センター等	89	82	92.1	77	86.5
		(5)	身体障害者福祉センター等	368	336	91.3	326	88.6
ニ	幼稚園等	420	417	99.3	412	98.1		
7		学校	2,384	2,293	96.2	2,231	93.6	
8		図書館	175	171	97.7	162	92.6	
9	イ	蒸気・熱気浴場	24	23	95.8	21	87.5	
	ロ	公衆浴場	57	56	98.2	54	94.7	
10		停車場	21	15	71.4	12	57.1	
11		神社・寺院	1,585	1,358	85.7	1,257	79.3	
12	イ	工場・作業所	2,871	2,689	93.7	2,485	86.6	
	ロ	映画スタジオ	37	37	100.0	37	100.0	
13	イ	駐車場	10	9	90.0	8	80.0	
	ロ	航空機格納庫	5	5	100.0	5	100.0	
14		倉庫	539	489	90.7	450	83.5	
15		事務所	5,073	4,227	83.3	4,012	79.1	
16	イ	複合用途(特定)	13,547	9,434	69.6	8,803	65.0	
	ロ	複合用途(非特定)	2,395	1,734	72.4	1,526	63.7	
16の2		地下街	8	3	37.5	1	12.5	
17		文化財	44	41	93.2	40	90.9	
計			67,950	57,113	84.1	54,231	79.8	

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

令和4年3月31日現在

区 分		項 目	統括防火管理 実施対象物数	統括防火管理者選任届出状況	
				統括防火管理者選任届出数	届出数(%)
1	イ		1		
	ロ		18	2	11.1
2	イ		5	4	80.0
	ロ		2		
	ハ		11	10	90.9
	ニ		2	1	50.0
3	イ				
	ロ		163	134	82.2
4			33	19	57.6
5	イ		29	27	93.1
	ロ		96	72	75.0
6	イ	(1)	3	1	33.3
		(2)	1		
		(3)	4	2	50.0
		(4)	8	4	50.0
	ロ	(1)	8	7	87.5
		(2)			
		(3)			
		(4)			
		(5)			
	ハ	(1)	3	3	100.0
		(2)			
		(3)	2	2	100.0
		(4)			
		(5)	3	2	66.7
ニ					
7			17		
8					
9	イ				
	ロ				
10					
11					
12	イ		3	1	33.3
	ロ				
13	イ				
	ロ				
14			1		
15			137	116	84.7
16	イ		4,839	4,263	88.1
	ロ		714	620	86.8
16の2			16	16	100.0
16の3			1	1	100.0
合計			6,120	5,307	86.7

第8-4表 防火対象物数の状況

令和4年3月31日現在

区分 団体名	1		2		3		4		5		6				7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	ハ		ニ		イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ				
																(1)	(2)	(3)	(4)																			(5)			
愛知県計	284,696	161,379	61,436	59,206	51,610	10,577	1,360	99,128	228,102	489,3,347	2,072	3	6	18	430	1,249	6	2,091	298	1,166	726	7,722	322	54	84	241	3,927	23,038	27	23,853	27,257	23,630	18,798	8	1	217	22				
地上5階以上のもの	30,784	7	33	3	27	16	29	91	514	18,732	87	6	144	38	162		4	7	1	545	5	1				26	370	3	82	223	2,264	4,296	2,883			5					
地下を穿するもの及び地階のもの	9,394	17	88	2	24	11	18	5	135	155	212	2,329	48	6	105	57	70	33	2	21	33	502	54	6	2	107	214	265	2	78	115	1,977	1,953	689	8	1	14				
市計	270,215	153,349	57,408	59,197	50,570	9,977	1,057	95,038	214,95	489,3,166	1,963	3	6	18	408	1,169	5	1,950	281	1,082	709	7,417	283	54	81	233	3,961	39,691	20	1,953	7	21,949	25,713	22,736	18,395	8	1	210	22		
地上5階以上のもの	30,258	7	33	3	26	16	29	91	475	18,380	83	6	140	36	154		4	7	1	541	5	1				26	352	3	78	212	2,238	4,258	2,868			5					
地下を穿するもの及び地階のもの	9,130	17	82	2	23	11	18	5	132	152	169	2,297	48	5	103	55	69	31	1	21	33	493	53	6	2	107	211	252	2	77	114	1,919	1,943	685	8	1	14				
名古屋市のうち	97,919	39	509	13	92	42	69	1,404	2,310	338	4,124	70	16	214	885	674	1	4	116	293	1	580	59	284	233	2,514	47	19	43	139	996	9,023	12	366	5,142	7,975	10,827	11,251	6	45	12
地上5階以上のもの	20,046	2	19	1	22	15	25	88	59	234	11,430	28	2	73	23	79		4	5	1	349	3	1				24	120	3	31	116	1,617	3,312	2,319			5				
地下を穿するもの及び地階のもの	6,084	6	27	1	13	9	15	3	75	83	101	1,795	17	2	64	27	40	15	11	19	299	11	5	2	103	123	72	2	19	53	951	1,535	551	6		12					
豊橋市のうち	14,194	10	218	7	38	1	12	1	454	649	38	461	10	5	18	185	57	2	1	31	81	109	10	83	39	411	10	3	4	151	2,298	1	170	1655	1,447	948	391	1	14	3	
地上5階以上のもの	834	1	1	1	2	15	7	20	451	6	1	4	3	3		3				30	1						13	1	9	59	144	60									
地下を穿するもの及び地階のもの	278	1	2	1	1	16	6	5	16	3	1	3	3							18	3	2				8	4	4	4	90	69	13	1								
岡崎市のうち	13,640	9	274	3	32	1	9	1	311	553	36	468	37	184	78	1	2	25	53	100	15	54	65	432	16	3	2	8	325	1,801	156	1078	1,537	1,026	692			36			
地上5階以上のもの	893	1	2		7	19	569														21	1					2	16	2	2	80	74	58								
地下を穿するもの及び地階のもの	394	1	4		1	9	8	5	69												2	5	21	5			14	15	6	6	97	48	27								
一宮市のうち	12,145	12	191	6	42	9	18	4	528	765	78	291	9	29	38	104	154	2	37	87	2	91	21	80	50	214	8	6	1	216	2,793	49	1001	1,046	1,032	487			16	1	
地上5階以上のもの	843	2			1	1	3	5	17	576	8	3	11	1	6						6						15	1	11	46	84	43									
地下を穿するもの及び地階のもの	94	2			1	2	1	2	9	4	1	3	1								1						1	8	2	4	30	17	3								
瀬戸市のうち	4,333	4	61	7	1	63	155	11	885	4	7	43	49								29	6	20	12	158	18	2	3	74	1,140	58	467	444	337	242			2	3		
地上5階以上のもの	253																				3							2	2	2	1	10	16	11							
地下を穿するもの及び地階のもの	147	1			1	7	2	19													2	1	13	4			4	15	4	13	28	19	8								
半田市のうち	4,452	3	56	10	4	2	196	202	15	1,253	1	2	5	52	39	1	9	16	33	10	40	16	103	3	1	4	35	683	62	583	601	324	107								
地上5階以上のもの	245																											1	1	3	15	28	21								
地下を穿するもの及び地階のもの	76	1			1	1	10														3						1	3	1	2	40	7	1								
春日井市のうち	10,695	7	143	4	16	1	11	202	403	16	4,208	2	2	18	162	86	1	2	13	46	1	70	13	44	41	291	4	3	4	81	1,646	1	92	1	967	871	744	467	1	10	
地上5階以上のもの	977																				16																				
地下を穿するもの及び地階のもの	218	2																			3	1					5	13	4	6	68	19	3	1							
豊川市のうち	6,249	5	127	9	4	6	118	316	16	1,959	6	15	73	66							71	9	31	19	187	4	4	92	1,343	58	607	563	273	191							
地上5階以上のもの	201																				1																				
地下を穿するもの及び地階のもの	70	2																			2							9	3	1	20	9	1								











第8-5表 中高層建築物数の状況

令和4年3月31日現在(単位:棟)

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
愛知県計	103,075	50,918	21,373	10,601	4,875	3,999	3,118	1,860	1,990	1,260	680	578
名古屋市	54,797	23,429	11,322	5,981	3,137	2,781	2,087	1,416	1,545	893	506	425
豊橋市	3,606	2,127	645	434	134	92	59	25	29	14	4	12
岡崎市	3,939	2,193	853	372	138	86	94	44	40	35	16	12
一宮市	3,640	2,035	762	304	146	91	109	44	57	32	17	18
瀬戸市	1,039	635	151	110	36	23	26	13	10	14	5	4
半田市	1,042	583	214	66	57	32	36	14	11	10	1	6
春日井市	3,554	1,854	723	514	140	86	92	26	28	42	16	15
豊川市	1,219	765	253	94	41	21	19	8	4	3	4	2
津島市	465	263	107	34	18	14	6	3	3	3	4	
碧南市	586	383	118	51	9	10	5	4	2	2		2
刈谷市	1,982	1,064	478	156	75	62	36	27	10	13	15	9
豊田市	4,057	2,097	916	430	175	129	101	35	50	30	17	14
安城市	2,004	995	459	190	69	69	62	26	26	19	12	8
西尾市	924	625	184	58	28	10	4	3	3	3		1
蒲郡市	914	624	159	50	25	17	14	7	7	3	5	1
犬山市	641	387	136	50	32	9	11	3	7	4		
常滑市	397	229	73	30	17	11	12	11	3	2	2	3
江南市	832	459	158	151	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,703	931	387	150	57	49	35	24	18	22	11	3
稲沢市	1,096	596	252	95	36	25	33	9	13	12	8	4
新城市	206	140	46	8	9	1	2					
東海市	1,381	776	294	135	47	40	23	21	15	7	3	4
大府市	940	567	215	50	22	31	16	6	4	7	2	4
知多市	618	361	116	96	19	9	6	2	3	5		
知立市	912	496	178	144	22	18	20	5	9	3	5	1
尾張旭市	782	455	150	48	39	36	27	4	2	10	4	2
高浜市	365	218	94	31	7	7	1	1	1	1		1
岩倉市	660	348	132	102	18	17	10	10	6	3	3	2
豊明市	756	426	138	99	21	31	11	7	5	3	3	2
日進市	856	483	133	68	39	35	33	11	16	6	4	7
田原市	279	183	61	17	11	3	2	1	1			
愛西市	194	136	38	9	2	3	1		2	1		1
清須市	637	303	208	56	22	16	13	3	5	4	2	1
北名古屋市	926	601	193	55	28	11	12	7	5	5	2	2
弥富市	330	206	59	18	21	7	8	1	5	3		
みよし市	487	286	102	39	16	10	15	4		9	3	1
あま市	645	397	140	37	23	16	13	4	5	8		
長久手市	767	462	155	37	33	26	9	7	7	7	1	6
東郷町	270	152	27	49	9	7	17	1	2	3	1	
豊山町	191	118	36	19	3	6	2	2		4		
大口町	207	114	68	17	5	3						
扶桑町	179	128	40	4	3	2		1		1		
大治町	307	205	68	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	390	228	70	27	18	10	12	2	10	2	1	
飛鳥村	108	81	19	6	2							
阿久比町	105	56	23	20	1	1		1	1	1	1	
東浦町	214	117	34	22	11	7	7	2	4	4	1	
南知多町	265	166	49	14	12	5	6	1	6	1		1
美浜町	124	94	19	5	3	2		1				
武豊町	273	163	59	24	15	6	2	2	1			1
幸田町	240	161	53	10	3	3	2	1	3	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

令和4年3月31日現在(単位:棟)

階別	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
団体名													
愛知県計	886	745	19	19	25	22	21	14	9	10	8	7	38
名古屋市	615	522	14	9	21	17	9	9	8	8	5	6	32
豊橋市	19	5	1	1	2			1			1		1
岡崎市	23	22	1	5			4						1
一宮市	11	11			1		1	1					
瀬戸市	6	6											
半田市	2	9		1									
春日井市	7	10								1			
豊川市	3	2											
津島市	10												
碧南市													
刈谷市	18	14	1				1	1		1			1
豊田市	24	33				2	2	1					1
安城市	35	25		1	1	2	2		1		1	1	
西尾市	1	3					1						
蒲郡市		1				1							
犬山市		2											
常滑市	2	2											
江南市	11	4											
小牧市	10	4	1										1
稲沢市	6	6		1									
新城市													
東海市	8	7	1										
大府市	7	9											
知多市		1											
知立市	5	5						1					
尾張旭市		5											
高浜市	3												
岩倉市	4	4		1									
豊明市	4	6											
日進市	11	8					1				1		
田原市													
愛西市	1												
清須市	4												
北名古屋市	5												
弥富市	1	1											
みよし市	2												
あま市	1	1											
長久手市	5	12											
東郷町	1	1											
豊山町	1												
大口町													
扶桑町													
大治町	4												
蟹江町	7	3											
飛島村													
阿久比町													
東浦町	5												
南知多町	3												1
美浜町													
武豊町													
幸田町	1	1											
設楽町													
東栄町													
豊根村													

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

令和4年3月31日現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査				
	総数	地上5階未満 (地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち			地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物 令和3年度中	検査済 令和3年度中		
					うち地下1階	うち地下2階	うち地下3階以上							
1	イ	161	154	7	161	15	2		122	125	18	14		
	ロ	3,796	3,763	33	3,796	85	2	1	904	1,817	150	91		
2	イ	61	58	3	61	1	1		18	24	1			
	ロ	436	409	27	436	23	1		104	357	24	20		
	ハ	59	43	16	59	11			38	41	2	2		
	ニ	206	177	29	206	18			80	201	16	12		
3	イ	51	51		51	5			9	35				
	ロ	6,101	5,972	129	6,101	130	5		2,438	1,748	172	156		
4		10,577	10,484	91	10,575	141	10	2	2	2,494	4,896	393	329	
5	イ	1,360	846	514	1,360	185	25	2		616	1,299	78	91	
	ロ	99,128	80,384	18,732	99,116	2,182	124	11	12	10,707	36,572	1,663	1,455	
6	イ	(1)	228	141	87	228	46	2		66	163	19	14	
		(2)	102	96	6	102	6			36	85	5	3	
		(3)	499	355	144	499	93	11	1	161	378	61	52	
		(4)	3,347	3,309	38	3,347	54	3		671	1,543	109	100	
	ロ	(1)	2,072	1,910	162	2,072	68	1	1	693	1,912	140	120	
		(2)	3	3		3				2	3			
		(3)	6	6		6				15	9	1		
		(4)	18	18		18				9	20	2	2	
		(5)	430	423	7	430	12			179	418	58	56	
	ハ	(1)	1,249	1,205	44	1,249	24			302	709	47	41	
		(2)	6	6		6				43	4			
		(3)	2,091	2,087	4	2,091	32	1		544	1,615	175	142	
		(4)	298	298		298	2			139	103	30	31	
		(5)	1,166	1,159	7	1,166	20	1		440	774	141	130	
	ニ	726	725	1	726	33			187	568	45	36		
	7		7,722	7,174	545	7,719	459	35	5	3	1,216	4,393	484	365
	8		322	317	5	322	45	9			119	180	20	15
9	イ	54	53	1	54	6				13	31	1		
	ロ	84	84		84	2				10	24	1	1	
10		241	229		229	16	60	19	12	55	163	37	35	
11		3,927	3,899	26	3,925	203	8	1	2	542	900	31	28	
12	イ	42,297	41,924	370	42,294	252	7	3	3	6,863	17,009	1,025	727	
	ロ	21	18	3	21	2				5	4	1	1	
13	イ	2,038	1,942	82	2,024	48	15	1	14	359	1,066	59	49	
	ロ	27	27		27					1	6	1	1	
14		23,853	23,626	223	23,849	108	3		4	3,269	7,817	353	248	
15		27,257	24,980	2,264	27,244	1,654	232	78	13	4,654	8,062	1,021	809	
16	イ	23,630	19,328	4,296	23,624	1,656	208	83	6	6,380	14,576	1,363	1,176	
	ロ	18,798	15,909	2,883	18,792	641	33	9	6	2,703	6,543	324	268	
16の2		8							8	6	17	11	10	
16の3		1							1	1				
17		217	212	5	217	10	3	1		93	49	7	7	
18		22	22		22					1				
19														
20														
合計		284,696	253,826	30,784	284,610	8,288	802	218	86	47,305	116,261	8,089	6,637	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	対象 物数	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用					うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	130	126		3			1	8	8					
	ロ	1,850	1,710	10	140				15	15					
2	イ	28	27	3	1										
	ロ	391	387	1	3			1							
	ハ	50	48	6	2										
3	イ	34	32	2	2										
	ロ	1,947	1,852	67	80			15	1	1					
4		5,137	5,036	105	93			8	31	30		1			
5	イ	1,375	1,364	39	8		1	2	26	26					
	ロ	37,433	25,871	131	11,467	74		21	9	8		1			
6	イ	(1)	325	324	1	1				19	17		2		
		(2)	74	74	1										
		(3)	472	470	1	2				38	38				
		(4)	1,548	1,500	14	47			1	2	2				
	ロ	(1)	2,080	2,076	14				4	6	5		1		
		(2)	25	25						1	1				
		(3)	8	8											
		(4)	20	20											
		(5)	483	483	3					2	1		1		
	ハ	(1)	817	810	7	5			2	6	5		1		
		(2)	5	5											
		(3)	1,790	1,782	17	7			1						
		(4)	107	105		2									
		(5)	1,068	1,045	4	19			4	3	3				
	ニ	664	664	5											
7		6,368	6,325	43	33	8		2	7	7					
8		216	216	1					5	2		3			
9	イ	29	29	1					1			1			
	ロ	19	19	1											
10		191	190		1				2	2					
11		444	422	4	5	10		7	6	6					
12	イ	19,322	17,454	640	449	712		707	1	1					
	ロ	12	5					7							
13	イ	965	883	1	75	1		6							
	ロ	29	29												
14		8,592	8,004	182	314	101		173	3	3					
15		8,109	7,753	59	317	19		20	24	23				1	
16	イ	15,065	12,175	329	2,836			54	192	190		2			
	ロ	4,787	4,188	98	535	26		38	3	3					
16の2		9	9						7	7					
16の3		1	1						1	1					
17		233	209	5	22			2							
18															
19															
20															
合計		122,459	103,962	1,801	16,469	951	1	1,076	419	405		13		1	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	41	36		5			2	77	75		2				
	ロ	45	44		1			2	303	300	1	3				
2	イ	1	1						1	1						
	ロ	52	52	2				2	109	107		2				
	ハ															
3	ニ	6	3	1	3				4	4						
	イ								3	3	1					
4	ロ	3	3						46	43		2			1	
	合計	486	484	12	1		1	7	562	531	5	12			19	
5	イ	113	98	2	15			15	412	409	4	3				
	ロ	1,705	421	3	1,284			1	8,462	1,552	8	6,879	16		15	
6	イ	(1)	140	124	3	2		13	1	6	58	53	1	1		4
		(2)	51	37				14		3	27	24				3
		(3)	178	174	2	3		1		3	121	120				1
		(4)	16	16							64	60	1	2		2
	ロ	(1)	2,030	2,020	8	7		1	2	29	59	55		4		
		(2)	3	3						1						
		(3)	5	5						1						
		(4)	21	21						3	1	1				
		(5)	468	464	1	2			2	1	13	13				
	ハ	(1)	54	52		1			1		64	62	1	2		
		(2)									1	1				
		(3)									124	113		10		1
		(4)	2	2						1	5	5				
		(5)	18	17	1	1					26	26				
	ニ	11	11							103	101		2			
7	30	30							4,427	4,377	14	43	5		2	
8	2	2							96	92		4				
9	イ	2	2						12	12	1					
	ロ	1	1						11	11	1					
10	77	77							122	116	1	6				
11	6	6							153	116	2	16	15		6	
12	イ	48	47		1				7,162	5,802	111	295	395		670	
	ロ								10	1					9	
13	イ	5	5						11	11						
	ロ								5	5						
14	合計	67	54		13			5	2,909	2,458	42	223	43		185	
	ラック	32	28		4											
15	128	127	2	1					2,773	2,446	15	287	13		27	
16	イ	1,295	1,226	32	67			2	22	1,692	1,256	35	426		10	
	ロ	95	61	1	34				2	924	664	16	221	12	27	
16の2	7	7							7	6		1				
16の3	1	1														
17	1	1							18	18	2					
18																
19																
20																
合計	7,214	5,735	70	1,441		29	9	107	30,977	21,050	262	8,446	499	7	975	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反	
				32条 適用	違反				32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1	1			18	18					
	ロ	15	15			68	68	1				
2	イ	1	1									
	ロ	5	5			105	105	4				
	ハ	1	1									
	ニ	3			3	4	4					
3	イ	7	7									
	ロ	143	140		3	27	27					
4		19	19			556	551	2	4		1	
5	イ	30	30			248	245	5			3	
	ロ	2,853	2,812		41	2,538	2,528	5	8		2	
6	イ	(1)	2	2			52	52				
		(2)	2	2			2	2				
		(3)	3	3			100	100				
		(4)	52	52			15	15				
	ロ	(1)	14	14			56	56				
		(2)										
		(3)										
		(4)					1	1				
		(5)	2	2			8	8				
	ハ	(1)	6	6			11	11				
		(2)										
		(3)	35	35								
		(4)	4	4								
		(5)	5	5								
	ニ	12	12			2	2					
	7		19	19			149	146	1	2		1
8		3	3			31	31					
9	イ	4	4			5	5					
	ロ	32	32			1	1					
10						16	14		2			
11		49	46		3	27	25		1		1	
12	イ	57	55		2	1,199	1,151	7	20	10	18	
	ロ					11	11					
13	イ					1,226	1,214	5	5	1	6	
	ロ					25	21			4		
14		17	17			156	154	3	1		1	
15		49	49			1,683	1,646	16	35		2	
16	イ	146	142		1	3	1,718	1,712	17	6		
	ロ	95	95				523	515	9	3	2	3
16の2						6	6					
16の3												
17		3	3			8	7		1			
18												
19												
20												
合計		3,689	3,633		10	46	10,608	10,465	75	88	18	37

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	非常警報設備					屋外消火栓設備						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条の 2の5 等適用			
1	イ	109	106	1	3		6	6				
	ロ	3,119	2,420	8	686	13	7	7				
2	イ	46	33	1	12	1						
	ロ	290	289	1			2	2				
	ハ	7	7									
	ニ	44	44	1								
3	イ	4	4				2	2				
	ロ	3,617	3,541	21	17	59	1	1				
4		3,207	3,167	6	23	17	49	39	9		1	
5	イ	355	353	2	1	1	12	12				
	ロ	9,489	5,796	12	3,644	49	44	26	1	15	3	
6	イ	(1)	108	106		2		4	3	1		
		(2)	38	38								
		(3)	224	220		4		13	13			
		(4)	867	863		2	2					
	ロ	(1)	284	282		2		1	1			
		(2)	7	6			1					
		(3)	2	2								
		(4)	5	5								
		(5)	24	24								
	ハ	(1)	203	202		1						
		(2)	1	1								
		(3)	337	333		4		1	1			
		(4)	35	35								
		(5)	145	143			2					
	ニ	264	262		1	1	2	2				
7		3,655	3,641	5	11	3	76	63	13			
8		138	138	1			2	2				
9	イ	22	22									
	ロ	36	29		6	1						
10		62	59		3		3	3				
11		1,326	1,208	16	76	42	26	25	1			
12	イ	528	511	2	5	12	2,361	2,238	33	22	17	84
	ロ	3	2		1		1				1	
13	イ	33	31		2		6	6				
	ロ	1	1				1	1				
14		184	179	1	2	3	1,006	972	6	14	3	17
15		3,538	3,412	19	100	26	268	229	2	35		4
16	イ	5,072	4,675	31	352	45	51	48	3			
	ロ	1,484	1,294	3	182	8	104	95	6			3
16の2		5	5									
16の3		1	1									
17		21	21				10	9	1			
18												
19												
20												
合計		38,940	33,511	131	5,142	287	4,059	3,806	42	120	20	113

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	誘導灯					非常コンセント設備						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用		17条の 2の5 等適用	
1	イ	129	125	1	4		1					
	ロ	3,669	3,200	11	463	6						
2	イ	70	68	1		2						
	ロ	422	415	4	4	3	1	1				
	ハ	68	67	2		1						
	ニ	215	210	5		5	2	2				
3	イ	46	44	1		2						
	ロ	7,025	6,846	99	99	80	1	1				
4		10,090	9,923	90	120	47	41	41				
5	イ	1,339	1,322	30	13	4	133	133				
	ロ	10,706	8,398	12	2,285	23	3,414	3,412	2	2		
6	イ	(1)	203	201	1	1	1	3	3			
		(2)	109	109	1							
		(3)	463	462	3	1		11	11			
		(4)	3,434	3,419	21	7	8					
	ロ	(1)	2,119	2,107	3	7	5	4	4			
		(2)	34	34								
		(3)	9	9								
		(4)	22	22								
		(5)	490	486	1	2	2					
	ハ	(1)	1,345	1,319	6	18	8	3	3			
		(2)	6	6								
		(3)	1,925	1,897	4	27	1					
		(4)	453	441	1	5	7					
		(5)	1,592	1,552	4	31	9					
	ニ	695	682	5	13							
	7		1,653	1,611	32	38	4	24	24			
8		170	169	2	1		1	1				
9	イ	34	34									
	ロ	54	54									
10		152	151		1		7	7				
11		430	377	6	47	6						
12	イ	5,967	5,294	76	305	368	5	5				
	ロ	10	9		1							
13	イ	395	367	2	25	3						
	ロ	15	15									
14		4,061	3,462	40	383	216	2	2				
15		9,119	8,585	48	446	88	97	97				
16	イ	17,715	17,092	246	446	177	427	427	2			
	ロ	4,084	3,862	43	171	51	178	178				
16の2		8	8				7	6	1			
16の3		1	1									
17		26	25	1	1							
18												
19												
20												
合計		90,572	84,480	802	4,965	1,127	4,362	4,359	4	3		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	24	21		3		11	11					
	ロ	564	512		48		21	20		1			
2	イ	25	22	1									
	ロ	99	96		1		17	16	1	1			
	ハ	41	41	1									
	ニ	109	109	3									
3	イ	21	19	1								2	
	ロ	1,282	1,195	46	11							76	
4		411	402	11	5		267	249	1	17		1	
5	イ	518	504	12	9							5	
	ロ	22,258	21,843	59	386							29	
6	イ	(1)	104	103		1							
		(2)	43	42		1							
		(3)	204	201	2	3							
		(4)	262	260	2	2							
	ロ	(1)	559	553		6							
		(2)	7	7									
		(3)	1	1									
		(4)	6	6									
		(5)	35	35									
	ハ	(1)	172	170	1	2							
		(2)	1	1									
		(3)	610	582	3	25							3
		(4)	32	32									
		(5)	171	167	1	2							2
	ニ	331	313	1	13							5	
7		2,819	2,800	13	6							13	
8		31	30		1								
9	イ	5	5										
	ロ	6	6	1									
10		2	2				66	61		5			
11		153	152		1								
12	イ	505	495	2	2							8	
	ロ	3	3										
13	イ	6	5				23	21		2			
	ロ	2	2										
14		191	189	1								2	
15		2,682	2,663	13	5							14	
16	イ	5,237	5,097	110	63		258	250	2	7		1	
	ロ	2,447	2,422	17	11		19	19				14	
16の2							7	4		3			
16の3													
17		7	6	1	1								
18													
19													
20													
合計		41,986	41,114	302	608		689	651	4	36		2	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		4	4					
	ロ	2	2				14	14					
2	イ						1	1					
	ロ						25	25	1				
	ハ						3	3					
3	ニ	3	3				13	13					
	イ												
4	ロ						26	26	1				
	イ	9	4		5		42	42	1				
5	ロ												
	イ	4	2		2		338	338	2				
6	イ	177	100	1	77		10,529	10,526	23	3			
	ロ												
7	イ	(1)	6	3		3		54	54	1			
		(2)	2	2				4	4				
		(3)	4			4		100	100				
		(4)	1	1				10	10				
	ロ	(1)						56	56				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)						18	18	1			
		(2)											
		(3)	2	2				1	1				
		(4)											
		(5)	2	1		1							
	ニ												
8	55	35		19	1		317	317	1				
9	13	12		1			5	5					
10	イ	1			1		1	1					
	ロ												
11	20	6		14			13	13	1				
12	9	2		4		3	10	10					
13	イ	18	13	1	4	1	149	142	1	5	1	1	
	ロ	1	1				2	2					
14	イ	4	3		1		99	99					
	ロ						6	6					
15	6	4		1		1	116	114				2	
16	204	135	1	63	5	1	1,121	1,120	4			1	
17	イ	57	35		21	1	2,049	2,047	22	2			
	ロ	17	13	1	4		1,148	1,145	7	2		1	
18	16の2	1			1		7	6		1			
19	16の3												
20	17						4	4					
21	18						8	8					
22	19												
23	20												
合計		619	379	4	227	6	7	16,293	16,274	66	13	1	5

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1	1				6	6					
2	イ												
	ロ						3	3					
	ハ												
3	ニ	3	3										
	イ												
4	ロ	1	1	1									
	ハ												
4		8	8	1			88	88					
5	イ	4	3			1	13	13					
	ロ	57	4	1	53		87	86	1				
6	イ	(1)					11	11					
		(2)					1	1					
		(3)					55	55					
		(4)											
	ロ	(1)						6	6				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)											
		(2)											
		(3)						1	1				
		(4)											
		(5)											
	ニ						2	2					
7						78	67	11					
8						2	2						
9	イ												
	ロ												
10						2	2						
11		5	4		1		4	4					
12	イ	1,091	1,079	19	2	10	1,105	1,090	15	5	3	7	
	ロ						25	25					
13	イ	2	2				46	46					
	ロ						1	1					
14		211	211	1			236	230	2	4	2		
15		154	148	1	4	2	221	210	3	11			
16	イ	11	8		3		153	153					
	ロ	29	28		1		70	69				1	
16の2													
16の3													
17		3	3				1	1					
18													
19													
20													
合計		1,580	1,503	24	64	13	2,217	2,172	20	32	5	8	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	非常電源							
	設置済				既存 不適格	違反		
	専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのう ちいずれかの 設置義務の あるもの	B、C、Dのうち いずれかの 設置義務の あるもの	
1	イ	7	77	5				
	ロ	26	265	22	1		2	
2	イ							
	ロ	11	154	4				
	ハ		2					
3	イ	2	4	1				
	ロ	19	31	11		2	2	
4		81	902	54		6	11	
5	イ	33	558	51		2	4	
	ロ	4,263	304	216	21	24	44	
6	イ	(1)	18	142	20			1
		(2)	3	22	3			
		(3)	12	271	23			2
		(4)	12	47	5			2
	ロ	(1)	140	801	28		3	2
		(2)		4				1
		(3)	1	2				
		(4)	2	10				
		(5)	37	73			2	2
	ハ	(1)	24	76	12		1	
		(2)		1				
		(3)	46	32	3			1
		(4)	1	6	2			
		(5)	3	21				1
	ニ	16	64	3			2	
	7		3,169	304	41	1	26	9
8		48	39	13		1	1	
9	イ	2	11					
	ロ	6	2					
10		134	8	4				
11		61	32	2	1	5		
12	イ	4,546	516	175	71	469	38	
	ロ		4	1				
13	イ	148	54	128		4	7	
	ロ	8	8	7				
14		2,036	174	30	55	105	16	
15		1,599	993	481	11	24	8	
16	イ	589	2,090	283	2	7	9	
	ロ	651	160	67	1	21	3	
16の2		6	6	5				
16の3			1					
17		12	10	2				
18								
19								
20								
合計		17,772	8,287	1,702	4	187	684	

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

令和4年3月31日現在

防火対象物の区分	点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物							
	総数	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	総数	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	要点検対象物			報告済対象物				
											1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等		
1	イ	172	71	1	101													
	ロ	4,285	3,815	16	470	12	2,806	2,390	11	416	9	470	12	16	412	9	11	
2	イ	64	63	6	1		14	14	1			1		6			1	
	ロ	466	210	5	256	3	295	94	2	201	3	256	3	5	201	3	2	
	ハ	68	67	31	1		42	41	23	1		1		31	1		23	
	ニ	212	173	23	39	4	132	103	20	29	2	39	4	23	28	2	20	
3	イ	53	46	4	7	1	17	13	1	4	1	7	1	4	4	1	1	
	ロ	8,728	8,617	318	111	11	3,791	3,727	165	64	10	111	11	318	64	10	165	
4		11,701	9,550	169	2,151	70	7,297	5,539	97	1,758	56	2,151	70	169	1,736	56	97	
5	イ	1,492	828	156	664	74	955	423	96	532	63	664	74	156	521	63	96	
	ロ	99,926	78,345		21,581		63,287	45,607		17,680		21,491			17,520			
6	イ	(1)	245	78	5	167	9	185	38	5	147	6	167	9	5	142	6	5
		(2)	107	51	3	56	8	64	16		48	4	56	8	3	46	4	
		(3)	530	208	14	322	30	442	147	12	295	22	322	30	14	286	22	12
		(4)	3,576	3,377	86	199	10	1,933	1,764	67	169	8	199	10	86	163	8	67
	ロ	(1)	2,109	1,236	45	873	20	1,830	1,070	39	760	18	873	20	45	728	18	39
		(2)	3			3		3			3		3			3		
		(3)	12	10		2		8	6		2		2			2		
		(4)	23	14	1	9		16	10	1	6		9		1	6		1
		(5)	497	421	23	76	2	393	327	20	66	2	76	2	23	63	2	20
	ハ	(1)	1,371	1,186	26	185	2	988	838	16	150	2	185	2	26	142	2	16
		(2)	7	4		3		5	3		2		3			2		
		(3)	2,277	1,727	19	550	4	1,953	1,466	17	487	4	550	4	19	458	4	17
		(4)	451	442	16	9		233	226	8	7		9		16	7		8
		(5)	1,658	1,595	60	63		1,132	1,080	51	52		63		60	51		51
	ニ	771	467	8	304	12	636	364	8	272	13	303	12	8	267	13	8	
	7		7,765	3,118		4,647		6,207	2,330		3,877		4,516			3,772		
8		327	193		134		265	148		117		128			114			
9	イ	82	62		20		30	15		15		20			15			
	ロ	88	72		16		44	34		10		16			10			
10		269	145		124		237	121		116		123			115			
11		3,779	3,462		317		1,577	1,338		239		314			235			
12	イ	42,981	31,960		11,021		20,117	12,466		7,651		10,687			7,399			
	ロ	17	15		2		4	2		2		2			2			
13	イ	2,221	1,463		758		1,274	722		552		755			533			
	ロ	27	7		20		16	4		12		5			5			
14		24,577	20,154		4,423		11,366	8,298		3,068		4,350			2,929			
15		26,994	21,161		5,833		15,149	10,586		4,563		5,733			4,466			
16	イ	24,489	19,235	482	5,254	133	12,396	8,158	334	4,238	115	5,254	133	482	4,209	115	334	
	ロ	18,295	15,362		2,933		7,622	5,293		2,329		2,911			2,309			
16の2		8	2		6		8	2		6		6			6			
16の3		1			1		1			1		1			1			
17		242	220		22		205	185		20		22			19			
18		16	9		7		9	3		6		7			6			
19																		
20																		
特定防火対象物計		61,245	49,919	1,414	11,326	357	35,309	25,999	916	9,310	305	11,325	357	1,414	9,154	305	916	
非特定防火対象物計		227,524	175,686		51,838		127,379	87,137		40,242		51,060			39,434			
合計		292,982	229,241	1,517	63,741	405	165,127	115,063	995	50,064	339	62,962	405	1,517	49,083	339	995	

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防災物品使用状況

令和4年3月31日現在

防火対象物の区分	防火対象物数	カーテン等				じゅうたん等				合 板					
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明		
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品				
1	イ	174	129	3	40	2	98	3	70	3	25	1	142	6	
	ロ	3,767	2,424	208	791	344	1,304	130	1,946	387	183	26	3,000	558	
2	イ	65	25	7	22	11	21	2	33	9	10		41	14	
	ロ	488	248	24	199	17	195	20	252	21	38	1	404	45	
	ハ	64	41	4	17	2	35	2	24	3	1		61	2	
	ニ	203	95	9	86	13	51	4	136	12	8	1	170	24	
3	イ	71	38	3	25	5	36	4	27	4	1		64	6	
	ロ	6,385	2,679	454	2,340	912	1,083	185	4,183	934	221	33	4,995	1,136	
4		10,763	4,235	308	4,943	1,277	1,804	208	7,483	1,268	439	32	8,412	1,880	
5	イ	1,345	1,020	123	132	70	866	106	289	84	52	47	1,123	123	
6	イ	(1)	187	147	9	21	10	107	5	62	13	31	2	133	21
		(2)	103	78	4	6	15	41	3	42	17	3		84	16
		(3)	415	307	13	46	49	195	10	151	59	24	1	325	65
		(4)	3,549	2,361	115	584	489	1,160	77	1,886	426	120	17	2,804	608
	ロ	(1)	2,131	1,693	68	165	205	877	38	967	249	83	4	1,733	311
		(2)	5	3		2		1	1	3				5	
		(3)	6	6				3		3				6	
		(4)	18	11	4	2	1	9	1	6	2	3		13	2
		(5)	434	311	16	45	62	147	21	182	84	11		328	95
	ハ	(1)	1,245	889	78	146	132	481	36	556	172	32	2	933	278
		(2)	4	2		1	1	1		2	1			3	1
		(3)	2,088	1,541	117	237	193	861	90	892	245	90	30	1,655	313
		(4)	306	158	18	57	73	91	14	128	73	10	1	217	78
		(5)	1,180	700	75	208	197	341	52	570	217	28	3	932	217
	ニ		745	588	33	93	31	349	18	342	36	42	9	601	93
	9	イ	38	29	3	5	1	25	3	9	1	3		33	2
	12	ロ	20	9		10	1	8		10	2	2		16	2
16	イ	22,451	8,405	1,129	10,349	2,568	4,999	523	14,450	2,479	563	45	19,004	2,839	
	ロ	811	231	56	352	172	75	26	627	83	7	1	386	417	
16の2		2	1		1				2				2		
16の3		1		1					1				1		
高層建築物		3,157	1,123	143	743	1,148	1,006	153	909	1,089	154	10	2,089	904	
合計		62,314	29,527	3,025	21,761	8,001	16,270	1,735	36,243	7,973	2,184	266	49,715	10,056	

第8-10表 建築同意事務処理状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	13,147	2,238	15,385					15,385
増築	817	417	1,234					1,234
改築	4	6	10					10
移転								
修繕	3		3					3
模様替	4	1	5					5
用途変更	25	74	99					99
その他	414	24	438					438
合計	14,414	2,760	17,174					17,174

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

令和4年3月31日現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数			
	第1号該当	第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当			
		複数 権原	複数 権原											
1	イ	79	1	1		31		18		39		9		
	ロ	1,135	14	14		570	8	182	1	740	7	81	3	
2	イ	1		6	2	1	1				3			
	ロ	246	4	2		131		24		173	3	10		
	ハ			21	4		15		1		24			
3	ニ	321	299	27	1	11	11	1	3	15	22			
	イ	3		1		1		1	2	1		2		
4	ロ	54	20	284	43	19	114	1	19	192	172	1		
	合計	946	73	147	6	531	57	104	11	737	95	76	1	
5	イ	157	19	169		87	73	10	20	112	82	19	13	
6	イ	(1)	80	2	9		32	2	12	1	39	2	9	
		(2)	4		7		2	1	1	2	3	1	2	3
		(3)	97	1	28		50	10	17	2	60	13	15	3
		(4)	9		55	2	3	16	2	10	5	28	1	5
	ロ	(1)	20		58	1	7	26	3	3	10	46	1	1
		(2)												
		(3)												
		(4)			1			1				1		
		(5)			19			12		2	5	18		1
	ハ	(1)	34		18		15	7	8	1	18	13	3	2
		(2)												
		(3)	54	2	15		30	5	4		32	7	6	1
		(4)			2	1				1		1		
		(5)	6	1	16		4	4	1		5	8		5
ニ	72		13		32	4	17	1	41	10	3	1		
9	イ	20				8		1		10				
16	イ	1,600	772	482	301	682	210	158	43	6,602	938	1,318	18	
16の2		5	5					1		118	5	391		
合計		4,943	1,213	1,395	361	2,247	577	566	123	8,957	1,499	1,944	60	

第8-12表 令和3年度消防設備士試験実施状況

令和4年3月31日現在

消防設備士 試験の区分	試験 申請者数  (ア)	試験 受検者数  (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格		
			合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	最終 合格率	
			(ウ)	(ウ)/(イ)	(エ)	(エ)/(ウ)	(オ)	(オ)/(イ)	
甲 種	特類	57	53	21	39.6	-	-	21	39.6
	第1類	726	578	309	53.5	184	59.5	184	31.8
	第2類	180	144	93	64.6	54	58.1	54	37.5
	第3類	248	215	147	68.4	88	59.9	88	40.9
	第4類	1,305	1,054	585	55.5	384	65.6	384	36.4
	第5類	200	163	94	57.7	55	58.5	55	33.7
	小計	2,716	2,207	1,249	56.6	765	61.2	786	35.6
乙 種	第1類	133	101	56	55.4	32	57.1	32	31.7
	第2類	38	34	20	58.8	14	70.0	14	41.2
	第3類	76	70	42	60.0	28	66.7	28	40.0
	第4類	545	432	260	60.2	148	56.9	148	34.3
	第5類	67	56	27	48.2	18	66.7	18	32.1
	第6類	1,560	1,303	785	60.2	600	76.4	600	46.0
	第7類	287	251	172	68.5	37	※68.5	155	61.8
	小計	2,706	2,247	1,362	60.6	877	64.4	995	44.3
合計	5,422	4,454	2,611	58.6	1,642	62.9	1,781	40.0	

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和3年度)

年度	区分 種別	合計	甲種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41	申請者数	176,891	91,636	761	29,791	6,379	6,564	43,505	4,636
	受験者数	152,544	77,804	679	24,744	5,491	5,525	37,367	3,998
	合格者数	59,682	27,570	111	7,390	2,414	2,047	14,087	1,521
	合格率	39.1	35.4	16.3	29.9	44.0	37.0	37.7	38.0
	免状交付数	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891
28	申請者数	4,454	2,238	49	561	174	130	1,175	149
	受験者数	3,613	1,754	47	425	148	109	904	121
	合格者数	1,352	609	15	151	56	33	313	41
	合格率	37.4	34.7	31.9	35.5	37.8	30.3	34.6	33.9
	免状交付数	1,268	588	13	142	57	33	303	40
30	申請者数	3,994	1,972	41	498	166	154	978	135
	受験者数	3,285	1,564	38	375	145	132	769	105
	合格者数	1,259	466	9	109	45	57	204	42
	合格率	38.3	29.8	23.7	29.1	31.0	43.2	26.5	40.0
	免状交付数	1,240	462	9	111	45	53	204	40
元	申請者数	4,289	2,132	51	539	173	147	1,054	168
	受験者数	3,512	1,710	46	419	152	125	837	131
	合格者数	1,316	549	8	129	60	54	257	41
	合格率	37.5	32.1	17.4	30.8	39.5	43.2	30.7	31.3
	免状交付数	1,266	541	8	127	56	54	256	40
2	申請者数	2,853	1,351	29	376	95	108	655	88
	受験者数	2,388	1,110	23	288	85	97	543	74
	合格者数	926	409	6	104	32	44	196	27
	合格率	38.8	36.8	26.1	36.1	37.6	45.4	36.1	36.5
	免状交付数	898	392	6	100	29	42	189	26
3	申請者数	5,422	2,716	57	726	180	248	1,305	200
	受験者数	4,454	2,207	53	578	144	215	1,054	163
	合格者数	1,781	786	21	184	54	88	384	55
	合格率	40.0	35.6	39.6	31.8	37.5	40.9	36.4	33.7
	免状交付数	1,694	763	21	182	53	79	374	54
累計	申請者数	197,903	102,045	988	32,491	7,167	7,351	48,672	5,376
	受験者数	169,796	86,149	886	26,829	6,165	6,203	41,474	4,592
	合格者数	66,316	30,389	170	8,067	2,661	2,323	15,441	1,727
	合格率	39.1	35.3	19.2	30.1	43.2	37.4	37.2	37.6
	免状交付数	183,257	179,637	176,948	177,553	177,131	177,152	178,217	177,091

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和3年度)

年度	区分 種別	種								試験日
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
41 5 28	申請者数	85,255	7,683	2,089	2,623	14,558	2,353	38,221	17,728	
	受験者数	74,740	6,793	1,874	2,350	12,334	2,094	33,603	15,692	
	合格者数	32,112	2,134	650	705	4,334	937	13,689	9,663	
	合格率	43.0	31.4	34.7	30.0	35.1	44.7	40.7	61.6	
	免状交付数	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	176,891	
29	申請者数	2,216	140	32	54	570	59	1,159	202	(一財) 消防試験 研究センター に委任  H29.8.27  H29.12.3
	受験者数	1,859	118	28	45	473	51	968	176	
	合格者数	743	47	10	11	160	22	377	116	
	合格率	40.0	39.8	35.7	24.4	33.8	43.1	38.9	65.9	
	免状交付数	680	45	10	11	139	16	351	108	
30	申請者数	2,022	146	32	40	467	49	1,058	230	(一財) 消防試験 研究センター に委任  H30.5.20  H30.12.2
	受験者数	1,721	124	26	37	395	41	894	204	
	合格者数	793	40	18	17	122	14	450	132	
	合格率	46.1	32.3	69.2	45.9	30.9	34.1	50.3	64.7	
	免状交付数	778	39	17	17	126	15	435	129	
元	申請者数	2,157	143	27	43	400	54	1,267	223	(一財) 消防試験 研究センター に委任  R1.5.19  R1.12.8
	受験者数	1,802	119	24	40	326	45	1,057	191	
	合格者数	767	48	13	16	136	24	418	112	
	合格率	42.6	40.3	54.2	40.0	41.7	53.3	39.5	58.6	
	免状交付数	725	47	14	15	124	24	393	108	
2	申請者数	1,502	85	19	22	298	36	885	157	(一財) 消防試験 研究センター に委任  R2.11.15
	受験者数	1,278	70	17	21	247	32	748	143	
	合格者数	517	20	8	5	59	20	310	95	
	合格率	40.5	28.6	47.1	23.8	23.9	62.5	41.4	66.4	
	免状交付数	506	21	8	5	60	19	297	96	
3	申請者数	2,706	133	38	76	545	67	1,560	287	(一財) 消防試験 研究センター に委任  R3.5.16  R3.11.28
	受験者数	2,247	101	34	70	432	56	1,303	251	
	合格者数	995	32	14	28	148	18	600	155	
	合格率	44.3	31.7	41.2	40.0	34.3	32.1	46.0	61.8	
	免状交付数	931	28	14	25	129	18	573	144	
累計	申請者数	95,858	8,330	2,237	2,858	16,838	2,618	44,150	18,827	
	受験者数	83,647	7,325	2,003	2,563	14,207	2,319	38,573	16,657	
	合格者数	35,927	2,321	713	782	4,959	1,035	15,844	10,273	
	合格率	43.0	31.7	35.6	30.5	34.9	44.6	41.1	61.7	
	免状交付数	180,511	177,071	176,954	176,964	177,469	176,983	178,940	177,476	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
51	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
8	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～令和3年度

年度	区分	講習実施区分				計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	
9	受講申請者数	110	14,804	22,528	15,060	52,502
5	受講者数	109	14,497	22,079	14,855	51,540
23	欠席者数	1	307	449	205	962
24	受講申請者数	40	879	1,454	1,141	3,514
	受講者数	38	863	1,429	1,127	3,457
	欠席者数	2	16	25	14	57
25	受講申請者数	39	841	1,310	1,015	3,205
	受講者数	38	831	1,293	1,005	3,167
	欠席者数	1	10	17	10	38
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214	3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201	3,543
	欠席者数	1	13	24	13	51
27	受講申請者数	45	965	1,558	1,099	3,667
	受講者数	43	941	1,524	1,084	3,592
	欠席者数	2	24	34	15	75
28	受講申請者数	27	825	1,654	1,158	3,664
	受講者数	26	810	1,629	1,145	3,610
	欠席者数	1	15	25	13	54
29	受講申請者数	49	863	1,429	1,181	3,522
	受講者数	48	856	1,414	1,161	3,479
	欠席者数	1	7	15	20	43
30	受講申請者数	41	851	1,348	1,060	3,300
	受講者数	40	837	1,318	1,045	3,240
	欠席者数	1	14	30	15	60
元	受講申請者数	49	991	1,480	1,232	3,752
	受講者数	49	974	1,459	1,218	3,700
	欠席者数	0	17	21	14	52
2	受講申請者数	45	894	1,445	1,150	3,534
	受講者数	45	879	1,427	1,136	3,487
	欠席者数	0	15	18	14	47
3	受講申請者数	39	828	1,480	1,121	3,468
	受講者数	39	803	1,433	1,091	3,366
	欠席者数	0	25	47	30	102
累計	受講申請者数	512	23,756	37,023	26,431	87,722
	受講者数	502	23,293	36,318	26,068	86,181
	欠席者数	10	463	705	363	1,541

